

第一章 「総合的な学習の時間」 文部科学省の意図

本章では、「総合的な学習の時間」について、新設の経緯も含め、文部科学省が提示する資料と地方自治体の教育機関の担当者にあたることからこれを見ていく。

第一節 「総合的な学習の時間」新設の経緯

「総合的な学習の時間」は、文部省（現文部科学省）が、98年12月14日に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領、99年3月29日に盲・聾・養護学校の学習指導要領等とともに、高等学校学習指導要領¹の全面的な改訂を行った中で新設された時間である。

学習指導要領改訂の経緯は以下、文部省『高等学校学習指導要領解説 総則編』（東山書房、1999年、pp.1-2）より引用する。

平成8年（96年）7月の中央教育審議会第一次答申においては、これからの学校教育の在り方として、『ゆとり』の中で自ら学び自ら考える力などの『生きる力』²の育成を基本とし、教育内容の厳選と基礎・基本の徹底を図ること、一人一人の個性を生かすための教育を推進すること、豊かな人間性とたくましい体をはぐくむための教育を改善すること、横断的・総合的な指導を推進するため「総合的な学習の時間」を設けること、完全学校週5日制を導入することなどが提言された。

そこで、平成8年8月に、文部大臣から教育課程審議会に対し「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」諮問を行った。教育課程審議会においては、中央教育審議会の第一次答申をはじめ数次にわたる答申に留意しつつ、約2年にわたり審議を行い、平成10年（98年）7月に答申した。この答申においては、幼児児童生徒の実態、教育課程実施の状況、社会の変化などを踏まえつつ、完全学校週5日制の下、『ゆとり』の中で「特色ある教育」を展開し、幼児児童生徒に『生きる力』を育成することを基本的なねらいとし、

豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること。
自ら学び、自ら考える力を育成すること。

ゆとりのある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること。

各学校が創意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること。

これらのねらいに基づき、各教科・科目等の編成、単位数、内容の改善方針が示された。

答申がなされた背景には、

今日、国際化、情報化や、科学技術の発展、環境問題への関心の高まり、少子高齢化社会の到来など、社会の状況が大きく変化する中で、21世紀を生きる人材を育てるため、豊かな人間性をはぐくむとともに、一人一人の個性を生かしてその能力を十分に伸ばす新しい時代の教育の在り方が問われている。

ことが挙げられ、「総合的な学習の時間」は、この度の学習指導要領改訂の目玉でもある。

「『生きる力』の育成を 目指し、各学校が創意工夫を生かして、これまでの教科の枠を超えた学習などができる」³「総合的な学習の時間」とは、「これまでと全く画一的といわれる学校の授業を変えて、(1) 地域や学校、子どもたちの実態に応じ、学校が創意工夫を生かして特色ある教育活動が行える時間(2) 国際理解、情報、環境、福祉・健康など従来の教科をまたがるような課題に関する学習を行える時間」とされ、「子どもたちが各教科等の学習で得た個々の知識を結び付け、総合的に働かせることができるようにすること」⁴を目指している。

授業時数は年間で、小学校では、3、4年生が105時間、5、6年生が110時間、中学校では、1年生が70～100時間、2年生が70～105時間、3年生が70～130時間と定められており、高等学校では、「卒業までに105～210単位時間を標準とし、各学校において、学校や生徒の実態に応じて、適切に配当するものとする」⁵とされている。

以下の節では、県の教育機関が「総合的な学習の時間」をどのようにとらえ、これにどう対応しているかを探るべく、栃木県総合教育センターと栃木県教育委員会にて伺ったお話についてまとめる。

第二節 「総合的な学習の時間」に対する、栃木県の教育機関の姿勢と働き 栃木県総合教育センター

幼稚園から高校までの教職員研修の中核的機関であり、県の生涯学習推進の拠点である、栃木県総合教育センターの研究調査部にてお話を伺った⁶。内容は以下の通りである。

当センターは、教員に対しての研修や情報提供、また、プロジェクトを組んで調査研究を行う場所であり学校をサポートする立場で、一緒にやっという協力のスタンスをとっている。「総合的な学習の時間」についての活動としては、99年度にセンターにおいて理論の構築を行い、これに基づいて翌00年度に県内の小学校5校、中学校3校の協力を得て実践を行った。

今後については、今年度末に「総合的な学習の時間」についてのアンケートを各校に行

う予定で、この結果や研修者へのアンケートをもとに、現場のニーズにそった研修が行えるようメニューの見直しを行っていく。「総合的な学習の時間」については、学校として子どもたちにどのような資質や能力を身に付けさせたいか、そのためにどのように取り組んでいくか、という方針がはっきりしていないとカリキュラムを組むのが非常に大変である。

第三節 「総合的な学習の時間」に対する、栃木県の教育機関の姿勢と働き 栃木県教育委員会

(1) 義務教育課の姿勢と働き

栃木県教育委員会事務局義務教育課にてお話を伺った⁷。内容は以下の通りである。

「総合的な学習の時間」は飽くまで、子どもたちごと、地域ごと、学校ごと独自で行うもので、県の教育委員会としては、間違った方向には進まないように指導を行う⁸。

小・中学校では、今年度からの本格実施に向け2年間の移行期間（試行期間）に取り組みが行われており、ここでの成果は、実施率が小学校、中学校ともに100%であった。各学校の、「総合的な学習の時間」への具体的な取り組みの内容の開示、評価、見直しは各学校に任せているが、今年度から、小・中学校設置基準、高等学校設置基準の一部を改正する省令により、各学校の自己点検・自己評価の実施とその結果の公表、及び保護者等への積極的な情報提供の規定が設けられることとなり、自己評価等は努力規定、情報の積極的な提供は義務規定として、各学校の教育活動について、主に保護者、また地域に対しての公表が規定された。ここで、各学校で異なる活動や各学校の特色となると、やはりメインとなるのは「総合的な学習の時間」における活動内容であろう。

「総合的な学習の時間」の指導は学校の先生が中心となって行う。外部の人（市民活動団体やNPO、特定の個人等）に入ってもらうのは、互いのニーズや考え方、また、時間の折り合いなどの点でなかなか難しい。生涯学習課や総合教育センターに人財バンクのようなものがあり、先生方にはこれを活用してもらうなどしているが、こうしたことは主に市町村ごとで行っている⁹。

今後は、『自分の学校ではこういう子供を育てるのだ』という教育全般に関する目標・方針を、校長が中心となってしっかりしたものを確立してもらえるような指導に力を入れていく。常に外部からの評価を受けながら、進学といった目先の目的ではなく、生きていくための、生きる力としての『学力』を問うていく。

(2) 高校教育課の姿勢と働き

栃木県教育委員会事務局高校教育課にてお話を伺った¹⁰。内容は以下の通りである。

この度の学習指導要領の改訂において、文部科学省が「総合的な学習の時間」を新設した意図は、『規制緩和』『現場主義』『地方分権』という社会の流れの中、教育行政において

もその流れということで、「総合的な学習の時間」でもって学習に対する興味づけをいかに
行うか、といったところにあるだろう。高等学校学習指導要領の改訂の基本方針として「
豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること 自ら学び、
自ら考える力を育成すること ゆとりのある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実
な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること 各学校が創意工夫を生かし特色ある教
育、特色ある学校づくりを進めること」¹¹が示されているが、 が全ての面においての理
念となり、その象徴的なものとしての「総合的な学習の時間」が位置づけられる。科目の
内容は存在せず学習活動の例のみ示されているため、学校の自由度が、特に高等学校にお
いては小・中学校のそれと比べて高い。教科はこれまで全て教育委員会が設定してきたが、
今回の改訂で学校が教科の設定もできる。

県内の高等学校の「総合的な学習の時間」への昨年度の取り組み状況は、80校（全日制
68校、定時制12校（通信制1校含む））中27校で、これは全国平均を上回っている。こ
の一因として、県で実施クラスあたり2万円程度の補助金を出していることが挙げられよ
う。先進校としては、国の研究校の指定を受けている藤岡高等学校、県の研究校の指定を
受けている黒羽高等学校、石橋高等学校、他に足利高等学校などがある。小・中学校の学
習指導要領では「総合的な学習の時間」において『学校の実態』に応じた学習活動を行うよ
う求められているが、高等学校の学習指導要領では『生徒の特性等』に応じた学習活動を
行うよう求められているため、進学校などはこの時間を使い、より一層専門的なことを学
んだり、大学の教授を招き講義を聴きに行ったりなどして受験準備を行っている。

「総合的な学習の時間」の導入にあたり、現場の先生方には、自分の専門の教科を離れ
るため小学校の先生などと比べるととまどいがある。しかし、先進校の先生など、現在の
教育を（より良いものに）変えていきたいという思いで取り組んでおられるそうで、実際、
生徒が目に見えて変わってくるなど成果もあがっており、教育委員会としても、先生方に
これまでの枠を越え、「総合的な学習の時間」に取り組むことで先生方にも変わって欲しい
という思いもある。また、教育委員会として、予算的支援、研修における支援及び資料作
成、研究協議会（各校の（「総合的な学習の時間」の）担当者呼んで理念説明、事例発表、
質疑応答などによって先生方の不安解消をはかる）といった各校のカリキュラム作成に関
わる面で支援していく。

¹ 高等学校学習指導要領は、平成 15 年（03 年）4 月 1 日から年次進行により段階的に適用することとしている（文部省『高等学校学習指導要領解説 総則編』）p2。

² 「生きる力」とは、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力、自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力のことである（中央教育審議会第一次答申パンフレットより）。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuuou/toushin/960701/960701c.htm

³ 文部科学省ホームページ「総合的な学習の時間の新設」より。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/11/04/990406g.htm

⁴ 文部科学省ホームページ「総合的な学習の時間の新設」より。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/11/04/990406g.htm

⁵ 文部科学省ホームページ「高等学校学習指導要領」より。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/990301d/990301a.htm

⁶ 02 年 6 月 24 日、栃木県総合教育センター研究調査部にて担当者とのインタビュー。

⁷ 02 年 6 月 27 日、栃木県教育委員会事務局義務教育課にて担当者とのインタビュー。

⁸ 間違った方向というのは、例えば、これまで特別活動として行ってきた遠足をそのまま総合的な学習の時間に当てようとしたり、この時間を使って教科の学習をさせたりするようなものがそうである。しかし、市町村によっては、各学校で差がでないようにするため、この時間を使って英会話の活動を行うように、としているところもある。

⁹ 市町村における例としては、石橋町でグリムサポーターバンクという人材バンクを設けていたり、大田原市立市野沢小学校では、教師、保護者の協力で地域ボランティアの積極的な強力を得、地域ぐるみで総合的な学習の時間に取り組むといったりするものがある。

¹⁰ 02 年 12 月 18 日、栃木県教育委員会事務局高校教育課にて担当者とのインタビュー。

¹¹ 文部省『高等学校学習指導要領解説 総則編』（東山書房、1999 年）pp.3-5。